

令和8年度 八幡平市老朽空家等解体工事費補助金申請のご案内

～概要版～

申請受付期間：令和8年5月1日（金）から6月30日（火）まで

【補助対象空家等】 ※次のいずれも満たすもの

- 八幡平市内にある、個人が所有する居住用の家屋（併用住宅の場合は床面積の2分の1以上が居住用）であること。
- 居住その他の使用がされていない期間が1年以上であること。
- 昭和56年5月31日以前にしゅん工したものであること。（昭和56年6月1日以降に増改築を行ったものを含む）
- 当該補助金交付要綱別表第1の基準（老朽度）による評点の合計点が100点以上のもの。（または市長が解体の必要があると認めた建築物） ※補助金申請期限日以降に市が評点をつけます。

【補助対象者】 ※次のいずれも満たすもの

- 登記簿（家屋が未登記の場合は、固定資産台帳）に記載されている所有者、またはその相続人であること。
- 補助対象者と同一世帯に属する者に市税の滞納がないこと。
- 既に当該補助金の交付を受けていないこと。（同一世帯員含む）
- 抵当権が設定されている場合は、全ての権利者から解体工事の同意を得ていること。
- 家屋が共有名義である場合は、共有者全員から解体工事の同意を得ていること。

【補助対象工事】 ※次のいずれも満たすもの

- 空家等の全部を解体撤去する工事（工事請負契約を締結して実施するもの）
- 補助金交付決定を受けた日以降に着手し、令和9年3月31日までに完了する工事（補助金交付決定前に工事請負契約を締結しないこと）
- 建設業法の許可、またはリサイクル法の登録を受けた業者が行う工事
- 他の補助を受けていない工事

【補助対象経費】

- 撤去工事の工事費
- 解体撤去工事により生じた廃材等の収集運搬費、及び処分費
- 周囲への安全確保上必要と認められる工事等に係る経費
- その他解体撤去工事等に係る諸経費

【補助金の額】

補助対象経費（工事費等）に3分の2を乗じた額で、
上限100万円

※ただし予算の範囲内での交付となります。

【補助金申請時に必要な書類・添付書類】

- 八幡平市老朽空家等解体工事補助金交付申請書（様式第1号）
- 誓約書兼同意書（様式第2号）
- 補助対象工事の見積書（写し）、及びその内訳書（写し）
- 建物登記事項証明書 ※法務局で取得可
（家屋が未登記の場合は、固定資産税納税通知書に同封の課税明細書の写しなど）
- 当該家屋の現況写真（家屋を四方確認できる程度の枚数）
- 相続人が申請する場合は、相続人であることが確認出来る戸籍謄本、除籍謄本など
- 委任状（現所有者や相続人以外の代理人が申請する場合）
- 八幡平市税の滞納がないことを証する書類（申請者の同一世帯全員分）※税務課で取得可

【申請書類等の提出】

提出先 : 八幡平市 企画総務部 防災安全課
申請期限日 : 令和8年6月30日（火）必着

【補助金の交付決定】

申請書類等の審査を通過したもので、評点（老朽度）の高い順から予算の範囲内で交付決定します。なお、評点が同点の場合はしゅん工年月日の古い順に交付決定します。
※交付決定時期は令和8年7月～8月を予定しています。

【補助金の請求】

補助対象工事が完了した後、市に実績報告書と補助金交付請求書を提出してください。補助金交付請求書の提出があった日から30日以内に申請者の預金口座に補助金を振込みます。（完了払）

【その他】

- ◆ 詳しい内容は「八幡平市老朽空家等解体工事費補助金交付要綱」をご確認ください。
- ◆ 申請書類等に不備があった場合は、申請を受理することが出来ませんので、必ず申請前にご確認ください。
- ◆ 評点（老朽度）判定に必要なため、市職員が申請家屋の所在地に立ち入りますので、予めご了承ください。
- ◆ 他の申請者の申請内容や評点など、補助金の交付決定に関わる情報をお伝えすることは出来ません。

【問い合わせ先】

〒028-7397
岩手県八幡平市野駄第21地割170番地
八幡平市 企画総務部 防災安全課 地域安全係
☎0195-74-2111（内線1265）